

紙おむつ券給付事業の今後の予定について（重要）

小山市社会福祉協議会では、市民の皆様からご協力いただいております「どんぐり基金」の利子を活用して在宅で介護をされている皆様への支援策として紙おむつ券の給付を行ってまいりました。事業については、一部を小山市からの委託事業として実施しております。

平成4年の事業開始以降、紙おむつ券の給付を続けて参りましたが、社会福祉協議会から給付を行っている助成分については、財源不足により事業の継続が困難な状況となりました。

つきましては、繰り返しのご案内となりまして申し訳ございませんが、令和5年度の事業実施を以って、下記の通り、助成が終了となります。

皆様には大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんが、ご理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後の事業実施予定 令和4年度以降は、対象世帯は非課税世帯のみ。

介護度	世帯状況	助成元	今後の予定
要介護 4・5	申請者が同居の家族か別居の家族の場合	小山市	継続予定
要介護 4・5	申請者が独居で対象者と同一の場合	社会福祉協議会	令和5年度末で終了
要介護 4・5	対象者が65歳未満の場合	社会福祉協議会	令和5年度末で終了
要介護 1～3		社会福祉協議会	令和5年度末で終了
その他	※障害者手帳所持者	社会福祉協議会	令和5年度末で終了

紙おむつ券給付事業の課税状況判定基準

対象世帯については、前年度に確定している課税状況で判定しております。

★令和4年度の判定基準 = 令和3年度に確定した住民税課税状況

【判定の根拠】令和2（2020）年1月～令和2（2020）年12月の所得

⇒令和3年度に非課税世帯であった方は、令和4年度の紙おむつ券給付対象となる可能性がございます。※世帯内に課税者がいる場合は、課税世帯扱いとなります。

問合せ先

小山市社会福祉協議会 地域福祉係 （電話）0285-22-9501